

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

例 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「当該使用料について」を削り、「知事は、」の下に「当該使用料について」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができない。

- 一 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- 二 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により行政財産を使用することができなくなつたとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

行政財産の目的外使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により行政財産を使用することができなくなつたとき等に、その使用料の全部又は一部を返還することができる旨を明示するため、この条例を定めようとする。